

いじめ防止基本方針

令和 7 年度

糸島市立加布里小学校

令和7年度 加布里小学校いじめ防止基本方針

糸島市立加布里小学校

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する本校の基本的な考え方

本校では、いじめに対して以下の基本的な考え方を全職員で共有する。

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努める。
- いじめを受けている児童をしっかりと守る。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 本校からのいじめの未然防止及び早期発見・早期対応に努める。

① いじめの防止

いじめ問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事である。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

② いじめの早期発見

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止や早期発見・早期対応に取り組む。

③ いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で、組織的かつ継続的に対応する。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 児童支援委員会

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭、学級担任、（スクールパートナー）等からなる、いじめ防止等の対策も検討する「生徒指導委員会」にて定例会とともに、いじめ事案発生時は緊急に開催することとする。

- ・ いじめ防止基本方針の共通理解と方策の検討
- ・ いじめ問題総合対策の作成、検討

- ・校内研修会の企画・立案
 - ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
 - ・いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- (2) 職員会議（児童の様子についての情報交換及び共通理解）
月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。
- (3)「子どもを見つめる会」での情報交換及び共通理解
年7回程度、学年部（必要に応じて全職員）で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ防止のための取組

(1) 学校の取組

○人権が尊重される学校づくりの推進

人権が尊重される学校づくりを推進するために、教職員が一体となって教育活動全体を通じて人権教育を推進していく。

人権が尊重される学級づくり、授業づくりを推進する。そのために、児童ひとりひとりのよさを認め、自分が大切にされていることを実感できる学校づくりに努める。

○学校・学年組織としての指導・対応

学年相互の交換授業や観察授業等を通して、学年指導組織で児童を育てるという学年担任制の考え方での指導体制の整備を図る。

組織としての推進をしていくために、「報告、連絡、相談」の徹底と初期対応を徹底する。

(2) 学級経営の充実

○ 毎月実施する「生活アンケート」やQ U検査結果を生かし、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

○ 積極的な生徒指導（自己指導能力を育成するための三つの留意点を生かした学習指導）の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(3) 道德教育の充実

○ 道德の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

○ 全ての教育活動において道德教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(4) 相談体制の整備

○ 毎月の「生活アンケート」後に、学級担任による気になる児童への教育相談を必ず行い、児童一人一人の理解に努めるとともに、事態が解決するまで継続的な指導、見守りを行う。

○ Q U検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。

○ 糸島市教育相談等の専門機関との連携を通して教育相談の充実に努める。

(5) 児童会活動（縦割り活動）の実施

- 児童会等での縦割り活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、コミュニケーション能力を身に付けさせる。

(6) 保護者や地域、関係機関と連携の充実

- 加布里校区運営協議会や学校運営協議会において学校・家庭・地域の三者で子どもたちの様子を共有し、子どもたちのよさを賞賛する等して自尊感情を高め、相手を尊重しようとする取組を推進する。

(7) 校区事業等の連携協力体制の整備

- （できる範囲で）保幼小連絡会を通して就学前情報交換や交流学习を行う。
- （できる範囲で）校区事業等で小中学校間の情報交換や交流学习を行う。

4 いじめの早期発見のための取組及び早期対応

(1) 報告体制について

- ①いじめに関する問題が起きた場合には、
学級担任→学年教師→生徒指導担当→管理職→教育委員会への連絡・報告体制を職員間で共通理解し徹底する。

(2) 早期発見のための情報収集について

①情報収集の観点

- いじめを早期発見するために、学級担任をはじめ教職員全体が日常的かつ意識的に注意深く観察し、情報の収集にあたる必要がある。

そこで、以下の点から観察する。

- ◆交友関係の変化、体調の変化や表情の変化、服装の乱れや言葉遣いの変化
- ◆欠席状況、遅刻・早退の状況、持ち物の紛失や持ち物の変化
- ◆金銭の使い方の変化、保健室への来室回数

②情報収集の方法

- 毎朝の健康観察及び日常の観察 ○加布里校区運営協議会での情報
- 保護者に実施する「いじめチェックリスト」による調査
- アンケート調査 ○教育相談 ○教育相談ポスト ○日記 ○保護者からの情報

③いじめの早期対応

- いじめ対応マニュアルに基づいた迅速かつ真摯な対応
 - ・いじめが発見された場合、いじめ対応マニュアル（別紙参照）に基づき、迅速で真摯な対応をとる。
- 本人・保護者からの訴えがあった場合の対応
 - ・秘密厳守を約束し、じっくり話を聞いて安心感を与える。
 - ・本人を最後まで「守り抜く」ことを伝える。
 - ・基本的には、本人（保護者）の同意を得てから事実関係の究明に乗り出す。
 - ・担任、学校に何をしてもらいたいかを確かめながらともに考える姿勢を示す
 - ・保護者からの相談、訴えに対しては、必ず複数で対応し承諾を得て記録をとる。

○教師がいじめを発見した場合の対応

- ・ すぐにいじめを制止し、関係児童全員をその場に残す
- ・ 必要に応じて他の職員の応援を求め、その場の状況を具体的に詳細に聴き取る。
(具体的な行動や言葉など)
- ・ その日のうちに関係児童個々に教育相談を行い、事実確認をする。
- ・ 校内いじめ防止対策委員会を臨時的に開催し、対策を検討する。
- ・ いじめ対策委員会（地域）に対しては、状況に応じて臨時開催を要請する。
- ・ 必要に応じて、学級や学年全体で指導したり、警察や専門機関と連携したりして指導にあたる。

「聴き取りの留意点」

- ◆ 複数教員で聴き取りを実施する。
- ◆ できる限り、時系列で細かく聴き取り、記録しておく。
- ◆ 複数の聴き取り内容を比較しながら事実関係を確認する。
- ◆ 本人が認めた内容については、両方で確認し指導を行う。
- ◆ 保護者には、確認及び指導した内容を説明する。未確認や推測した内容については継続して観察及び指導を行う。

○いじめられた児童とその保護者への対応

- ・ 被害児童の保護者には家庭訪問し、いじめの概要や指導内容を説明するとともに辛い思いをさせた事に対して真摯に謝罪する。
- ・ 今後、二度といじめが起きないように指導の徹底を図ることを伝えとともに、今後の対応や指導の方針を説明する。そのために指導の方策や今後の見通しをあらかじめ職員相互に協議し、家庭訪問に臨むこと。
- ・ 被害児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ・ 被害児童に対しては、心のケアに努めるとともに安心して学校生活が送れるように学校全体で守る事を伝える。

※場合によっては、スクールカウンセラーの助言を求める。

○いじめた児童・保護者への対応

- ・ 全関係保護者を招集していじめの概要について説明し、理解を求めるとともに今後の家庭での対応について協力・改善をお願いする。
- ・ いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを繰り返し指導するとともに、自らの行為を反省し自ら謝罪したいという気持ちをもてるまで個別の指導・支援を継続する。
- ・ いじめた児童のもつ悩みや課題等、問題行動の背景を把握し、解決の支援に努める。

※場合に応じてスクールカウンセラーの助言を求める。

5 ネットいじめの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教師の指導力の向上に努める必要がある。

(1) ネットいじめとは

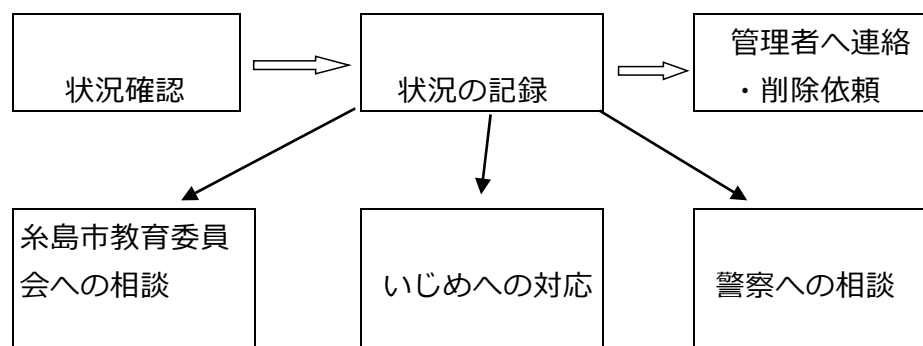
ネットいじめとは、文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報に掲載するなどのことである。

(2) ネットいじめの予防

- PTAと連携して、フィルタリングや保護者の見守りなどについて保護者への啓発や研修を図る。（毎年3年生・4年生児童・保護者に実施→6月）
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。

(3) ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときは、次の手順により対処する。



6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより、児童が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

学校が、「いじめ防止対策推進法第28条」に基づいて重大事態と判断した場合は以下の対応をする。

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告するとともに、直ちに警察署等の関係機関に通報し、適切な支援を求める。
- いじめの調査や対処については県及び市教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、校内いじめ対策委員会を中心に学校組織をあげて迅速かつ適切に対応することを原則とする。
- 被害児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法による説明に努める。その際には、原則として 管理職が同席する。
- 被害児童及びその保護者の意向を十分配慮した上で、保護者説明会等により適時及び適切に全ての保護者に説明するとともに解決に向けた協力を依頼する。
- 校内いじめ対策委員会で再発防止案をまとめ、学校組織をあげて確実に実行する。
- マスコミ等の対応については、市教育委員会と協議の上、管理職を窓口にするなど対応の一本化を図る。

相談機関

子どもホットライン
福岡児童相談所
糸島市教育委員会学校教育課
糸島市子ども課
糸島警察署・スクールサポーター
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー

7

評価及び検証

(1) 「いじめ防止」に関する対策の効果等の評価は、年間3回、各学期末に学校の自己評価保護者評価にて実施する。

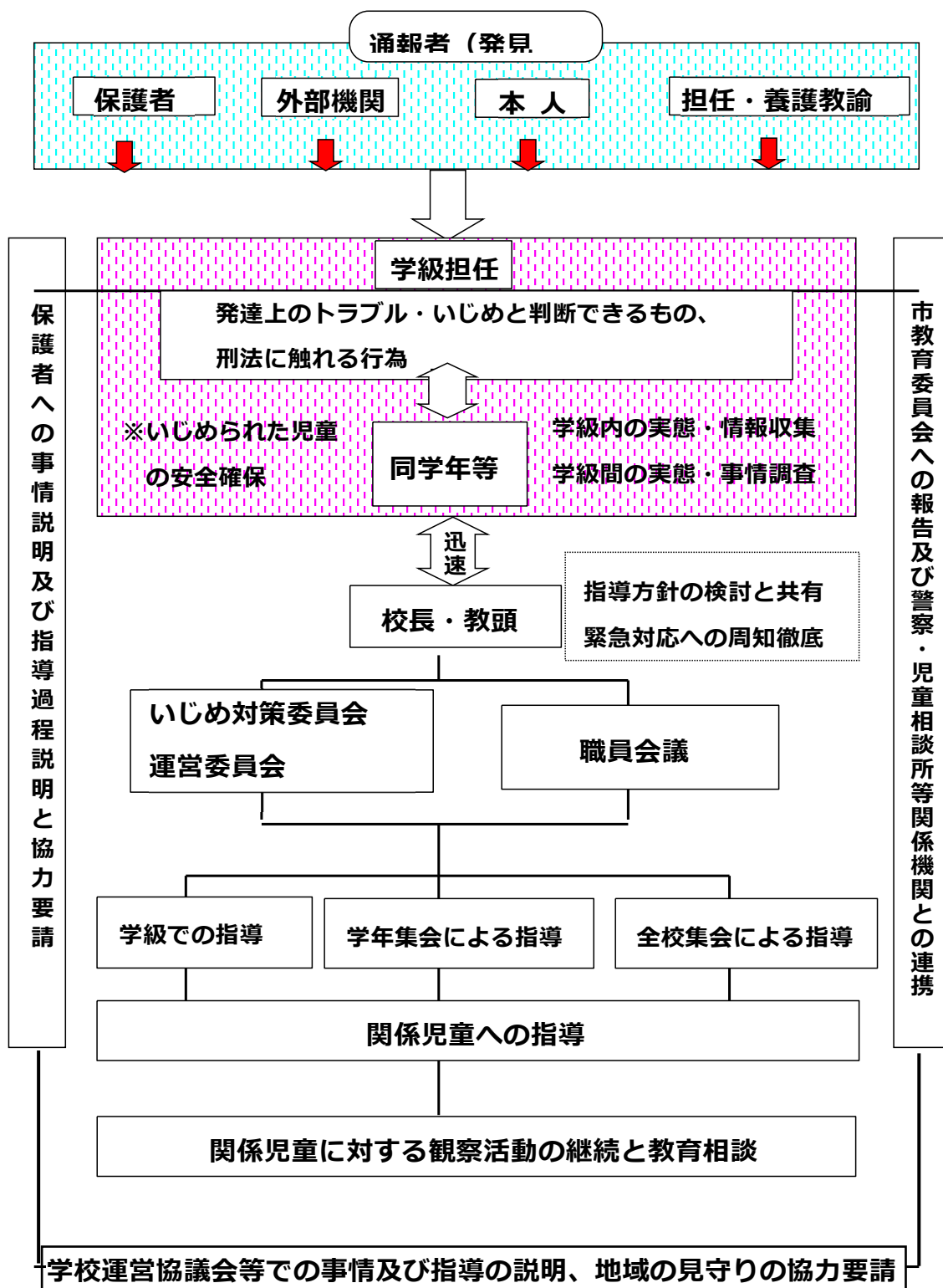
(2) 学校運営協議会で学校の教育活動及び校内いじめ対策委員会の取組、対応などに関する評価を行う。

(3) 校内いじめ対策委員会の中で活動のまとめを行い、課題と改善策を明らかにする。

8 年間計画

月	1 早期発見の取組			2 いじめ問題等に関する 校内研修の充実（内容）	3 教育相談体制の充実	評価
	教師の視点から	児童から	保護者の視点から			
4月		生活 (いじめ) アンケート		職員研修 (いじめ対策の基本方針、いじめの理解) *「いじめの早期発見・早期対応の円滑化」の活用	(保)いじめ防止の方針 についての説明 【PTA総会・学級集会】 (児)いじめを許さない学校の 方針を伝える 【学級活動】	
5月	見つめる会	人間関係見 つめ直し (いじめ) アンケート			(保)いじめ防止の方針につ いての説明 【学校通信】	
6月	見つめる会	無記名アン ケート	養育方針チェックリスト の配布		教育相談週間	
7月	見つめる会	学校生活・ 環境多面調 査（QU）		職員研修 (生徒指導研修会・児童生徒理解について) *SCの活用		
8月				職員研修 (学校生活・環境多面調査またはQUテストによる学 級の 人間関係等の分析)		
9月	見つめる会	生活 (いじめ) アンケート				
10月	見つめる会	生活 (いじめ) アンケート				
11月	見つめる会	無記名アン ケート	養育方針チェックリスト の配布		教育相談週間	
12月		生活 (いじめ) アンケート				
1月	見つめる会	生活 (いじめ) アンケート				
2月	見つめる会	無記名アン ケート			教育相談週間	
3月		生活 (いじめ) アンケート				

9 いじめ対応マニュアル



【留意点】

- 学級経営、学年経営において「いじめを許さない」風土づくりをすること
- 学級内、学年内の人間関係を把握し「キーパーソン」を特定しておくこと
- 子どもが出すサインを見落とさないように、子どもの言動・様子に気を付けておくこと